



資料 1

諮問第 58 号

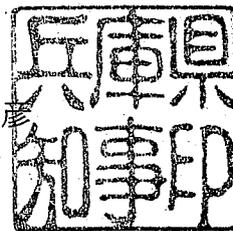
兵庫県環境審議会

工場等に対する排水規制の見直しについて（諮問）

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する条例（昭和 49 年兵庫県条例第 18 号）で定める排水基準及び環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準（平成 8 年兵庫県告示第 542 号）で定める汚水の規制基準の見直しについて諮問します。

令和 6 年 9 月 20 日

兵庫県知事 齋藤元彦



〔諮問理由〕

本県では、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項の規定に基づき、法第 3 条第 1 項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めている。

また、環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、工場等における事業活動に伴って生ずるばい煙等の排出、発生又は飛散の量等の許容限度を定めている。

国では、令和 6 年 1 月に法に基づく排水基準の改正を行ったことから、本県の工場等に対する排水規制の見直しについて、意見を求める。